

選ばれる
産業医に！

コアカリキュラム'25

(前期・後期同時開催)

<全体テーマ>

「組織への関わりと合意形成」

～「対個人から対組織へ」

「指示や助言から合意へ」～



これまでのご好評を受け、本期も開催

修練医期間では不十分だった教育の補填。

この趣旨を受け継いで、産業医実務研修センターの「コアカリ」は本期も開催。

質・量ともに産業保健への参入が高まる中で、本学出身ならではの「選ばれる産業医」であり続けるお手伝いをしたく思います。

出身教室を問わず、広く本学出身の皆さんにご参加をいただきたく存じます。

奮ってのお申込みをお待ちしております！

今回のトピック「対組織」「合意形成」

産業医の主要業務である「メタボ指導」や「保護具着用」などは、対個人への介入であり、医療モデルと親和性が高いと言えます。

一方で「長時間残業」「職場内禁煙」などは組織への介入が不可欠であり、アプローチ先も個人のみならず対組織になりましょう。

また「死傷事故ゼロ」に異論はないでしょうが「過重労働ゼロ」等への賛意は自明とは言い難く、指示や助言ではなし得ない合意形成が求められましょう。

今回の初日は、組織マネジメントに詳しい産業精神保健学教室の江口尚先生を、そして今年もビジネスリーダー教育のエキスパート竹内伸一先生をお迎えし、現行の産業医教育プログラムでは十分に触れられていない、組織対応・組織開発スキル、そして合意形成力に焦点を当てていきます。

2日目は恒例、お2人の参加者の執筆ケースによる「ケースメソッド」演習です。ビジネススクールの視座で、竹内先生にモディレートいただきます。

お問合せ・お申込み：産業医実務研修センター（担当 林・柴田）

email: ohtc-contact@mbox.med.uoeh-u.ac.jp ☎ 093-691-7171

お申込はQRコードから。もしくは所属、氏名、卒期、教室、e-mail、電話番号、参加方法を上記mailにお送りください。

ゲスト講師

☆竹内伸一 先生

名古屋商科大学大学院教授／慶應ビジネススクール

☆江口 尚 先生

本学 産業精神保健学 教授

ほか

2026年1月11日(日)・12日(月・祝)

日程 両日とも9時～17時

(初日夜に情報交換会)

※部分参加・耳だけ参加も可能です！

会場 産業医実務研修センター（現地）・遠隔（zoom）

	D1=1/11	D2=1/12
A M	○オリエンテーション ○江口先生 「産業保健と 組織開発」 (仮題)	○参加者ケース① 【募集中】
昼休み		
P M	○ワークショップ (企画中) ○初日まとめ ○情報交換会	○参加者ケース② 【募集中】 ○2日間まとめ

参加
方法

区分X：ケース記述して参加（定員2名）
区分Y：ケース記述せず参加（同20名）

※現地参加 or 遠隔参加 選択可

※申込締切：X = 11月初旬, Y = 年内

参加費

10,000円（税込） 短時間参加は応相談

<別紙>教育課題は下記一覧を参考に設定し、それをふまえたケース・討議計画をめざす。

表1 統括産業医の機能と位置づけ（出典を柴田要約）

機能	(1)産業保健に関する全社的な方針、基準、計画の策定への主体的な貢献 (2)全社方針・基準等の実効性確保のための事業拠点関係者への指導や情報提供 (3)労働安全衛生マネジメントの内部監査・業務監査の一環としての実行状況評価 (4)産業保健スタッフとの意思疎通・教育・採用
位置づけ	(5)役割を果たすために、人事担当役員等経営層へ提案できるような位置づけと関与

出典：森晃爾ら（2013）,企業全体で産業保健を展開するための統括産業医の機能と位置づけ,産衛誌,2013;55(5) : 145-153

表2 専門産業医に必要な能力のうち特定の事例や施策の経験や深い検討が最も有効なもの（No.：当該調査の回答符号）

No.	能力
2	産業医の倫理規範の理解し、実際の行動に結びつけることが出来る※
3	労働者のプライバシーおよび知る権利に留意して、健康情報を扱うことができる
8	法令改正時に、事業場への適用について評価し、事業者に助言できる
9	業務起因性傷病に対する労災申請や訴訟に関連して、産業保健の専門家としての立場から事業者に対して意見を述べることができる
19	品質管理の手法を用いて産業保健サービスの質を評価・管理することができる
23	職場に存在する健康障害要因について、有害性情報を入手し、リスク評価のために整理し、説明することができる
24	労働者への健康障害要因曝露を評価するための方法を理解し、曝露状況を評価できる
25	有害性の情報と曝露情報から健康障害リスクを評価することができる
26	健康障害要因の種類、曝露の状況に合わせた健康影響評価を設定することができる
27	検査の精度管理制度を理解し、適切な精度管理が行われている検査機関を選定できる
30	労働災害や職業性疾病発生時に、その要因分析に参加し、再発防止に貢献できる
31	リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減対策の優先順位をつけることができる
32	事業場に存在する健康障害リスクの状態に合わせて、リスク低減の方法の選択や計画の策定において助言・指導することができる
36	作業方法や勤務内容から、心身の負荷を評価することができる
37	交代勤務のシフトや作業方法等、心身への負荷が少ない職務設計についての助言をすることができる
39	メンタルヘルス対策について、計画の策定、個別指導の実施、事業者への助言、勧告等の対応ができる
42	健康状態や生活習慣を、集団として評価することができる
43	高年齢者や女性の特性に応じた健康管理施策の計画や個別対応を実施することができる
46	事業場における適正配置および就業上の措置の手順に策定において、専門的な立場から助言・指導することができる
48	長期病欠からの復職時や妊娠中の症状等に応じた就業上の配慮について事業者等に対して助言することができる
49	有病者や障害者、高齢者等のワークアビリティの向上を支援できる
50	労働者の生殖機能の保護、特に妊娠中の労働者に対する就業上の措置に関して、助言を行う事ができる
51	応急対応を行うための必要な手技を身につけているとともに、産業保健スタッフやその他の従業員に指導することができる
53	事業場の緊急事態対応計画の立案において、専門的立場から助言指導することができる
56	産業保健の課題について、科学的な研究をデザインし、実施することができる
57	倫理規範に則って、研究の実施および発表を行うことができる※
33	リスク低減対策が確実に実行されるよう、実行状況の確認および有効性の評価を行うことができる***

出典：森晃爾、永田昌子ら（2014）,「専門産業医に必要な能力の習得方法に関する検討」,産業医教育における適正な教育時間の提供に関する調査研究総合報告書, 平成24－25年度産業医学調査研究, p125-126,表3,※=表5,※※=表6